

もう一度、見直しましょう

# 災害への備えは 日ごろから

9月1日は「防災の日」です。大正12年の同日に発生した関東大震災を教訓に、そして、台風や大雨の多いこの時期に防災への心構えを促す意味を込めて定められました。

また、8月30日から9月5日まででは「防災週間」です。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災で、私たちは災害のおそろしさをあらためて思い知らされました。いざというとき、大切な生命や財産を災害から守るためには、日ごろから防災への心構えが大切です。この機会にもう一度、防災対策について考えましょう。

## 土砂災害への備え



六甲山系の地盤は、雨で崩れやすい風化した花こう岩から成り立っているため、古くから土砂災害が発生してきました。土砂災害は、長雨や豪雨により発生することが多く、時には地震がきっかけで起こることもあります。一度起これば一瞬のうちに尊い生命や財産を奪ってしまうおそろしい災害です。連続雨量が100㎜を超えたり、1時間に30㎜以上の雨が降ると、土砂災害のおそれがあり注意が必要です。市のホームページ内「西宮市雨量情報システム」(下図参照)で、リアルタイムに市内の雨量情報を公開していますので、ご利用ください。

### 《土砂災害の種類》

土石流...谷や斜面にたまった土・石・砂などが、豪雨や長雨による水と一緒に流れ出す  
がけ崩れ...がけの地面に水がしみ込み、弱くなった斜面が突然、瞬時に崩れ落ちる  
地すべり...比較的ゆるやかな斜面で、地面のすべりやすい面が地下水の影響などで動き出す

### ▶▶西宮市雨量情報システム◀◀



アドレス <http://www.nishi.or.jp/homepage/boutai/uryo/>

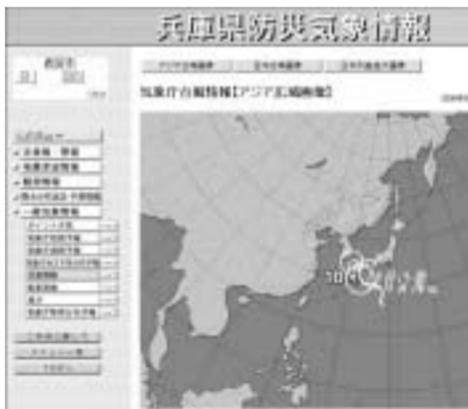
## 台風・大雨への備え



これから本格的な台風シーズンを迎えます。台風は強い風や大雨をもたらす、その威力は絶大です。台風の進路は気象情報から予測できます。日ごろから気象の変化に関心を持ち、テレビやラジオ、インターネットなどから情報を入力するようにしましょう。

最新の台風情報や注意報・警報の発令状況などをインターネットで提供している「兵庫県防災気象情報システム」(下図参照)もご利用ください。

### ▶▶兵庫県防災気象情報システム◀◀



アドレス <http://hyogo.bosai.info/>

## いざというとき 備えは十分ですか？

### 《非常持ち出し品の用意》

いざというときに備え、避難場所・緊急時の連絡方法の確認や非常持ち出し品を準備しておきましょう。

非常持ち出し品は、避難の際に最初に持ち出すべきものです。成人男性で15<sup>kg</sup>、女性で10<sup>kg</sup>を目安に、必要最小限の持ち出し品をチェックしましょう。



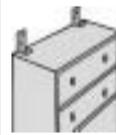
非常食	飲料水、カンパン、缶詰など
生活用品	携帯ラジオ、懐中電灯、電池、ろうそく、ライター(マッチ)、洗面用具、ナイフ、栓抜き、缶切り、ティッシュ、タオル、ビニールシートなど
救急医薬品	消毒液、包帯、常備薬など
衣類	上着、下着、靴下、軍手、ヘルメット、かっぱ等
育児用品	粉ミルク、ほ乳瓶、紙おむつなど
貴重品	現金、預貯金通帳、健康保険証、運転免許証など

### 《非常備蓄品の用意》

ライフライン(水道・ガス・電気など)が復旧するまでの数日間を自足するため、3日分を目安に、非常備蓄品を用意しておきましょう。

- ▶飲料水...1人1日3<sup>リットル</sup>が目安です
- ▶非常食品...米、レトルト食品、調味料、チョコレートなど
- ▶生活用水...浴槽や洗濯機に貯水しておくとうれいでしょう
- ▶燃料...卓上コンロ、ガスボンベ、固形燃料があると重宝します

## 地震への備え



阪神・淡路大震災では、6000人を超える尊い生命が奪われました。特に家屋や家具類の倒壊による人的被害は大きく、全体の死因の9割近くを占めました。震災の教訓をふまえ、住まいの揺れに対する防災対策を行いましょ。

避難行動にも支障をきたします。家具類は金具などでしっかりと固定し、ガラスの飛散防止や落下・飛散物への対策をしておくことが重要です。

### 家具の転倒防止対策

震度5強の揺れで、タンク等の重い家具が倒れることがあります。家具の転倒により食器類の破片などが散乱し負傷のおそれがあります。住宅の耐震診断や耐震改修が必要とされています。住宅の耐震診断や耐震改修工事にかかる費用の一部を補助する制度があります。

### 住宅の耐震診断

建築基準法が改正された昭和56年6月以前に建てられた建物は、耐震診断・耐震改修が必要とされています。地震でブロック塀や石塀が倒壊し、その下敷きになった人が死亡する事例もありません。ブロック塀などがある場合は欠陥がないか、ぐらつきやひび割れ、傾きなどがないかを点検し、必要に応じて補強しておきましょう。また、プロパンガスのボンベや物置などがある場合は、転倒しないようしっかりと固定しておくことも重要です。

### 家の周囲の安全確認

詳しくは、市建築指導課(0798・353・370)または県建築指導課(078・362・434)へ問合せを。

すべての自然災害が対象です

## 住宅再建共済制度

「兵庫県住宅再建共済制度」は、住宅所有者の相互扶助により、自然災害で被害を受けた住宅の再建を支援する制度です。地震、津波、暴風、洪水などすべての自然災害が対象になります。

県内に住宅を所有する人であれば加入できます。負担金は、1戸あたり年額5000円(加入初年度は月額500円)です。給付内容は下表のとおり。

同制度については、県復興支援課(078・362・4338)へ問合せを。

区分	共済給付金	
半壊以上の被害で、住宅を再建・購入した場合	600万円	
住宅を補修した場合	全壊	200万円
	大規模半壊	100万円
	半壊	50万円
半壊以上の被害で、住宅の再建・購入・補修をせずに、賃貸住宅に入居した場合等	10万円	

## ひまわり法律事務所

弁護士 上原邦彦ら 4名 (兵庫県弁護士会)

法律相談料無料

過払い・債務整理・相続・離婚・交通事故等

日曜・土曜・夜間・早朝相談有

弁護士費用の分割払い 応相談

TEL: 0798-37-0370 (予約制)

※詳しくはインターネットで「ひまわり法律事務所」を検索してください。

広告

